

広島市規則第1号

平成22年1月26日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋葉 忠利

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年広島市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（連鎖化事業に係る定型的な約款の定め）

第3条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる同項の加盟者（次項において「加盟者」という。）が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる事項
 - ア エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
 - イ 空気調和設備，冷凍機器若しくは冷蔵機器，照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種，性能又は使用方法の指定に関する事項
- (2) 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次に掲げる事項

ア 温室効果ガス（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。イにおいて同じ。）の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

イ アの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ，地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第7から別表第12までに掲げる事業活動に係る設備の機種，性能又は使用方法の指定に関する事項

2 条例第8条第3項の連鎖化事業を行う者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は同項の連鎖化事業を行う者が定めた方針，行動規範若しくはマニュアルに前項各号に規定する事項に関する定めがあって，当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には，約款に当該各号の定めがあるものとみなす。

第4条第3項第1号中「事業活動環境配慮指針」を「条例第8条第1項の事業活動環境配慮指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）」に，「同条第2項」を「条例第9条第2項」に改める。

附則中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 平成22年度における第4条第1項の規定の適用については，同項中「8月31日」とあるのは，「11月30日」とする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，附則の改正規定は，平成22年4月1日から施行する。